

まん延防止等重点措置の終了について

まん延防止等重点措置を、
令和4年3月21日をもって終了します。

<令和4年3月22日以降における県民・事業者の皆様へのお願い>

感染防止対策と社会経済活動を

両立していくため、

引き続き、ご協力をお願いします。

なお、**期間については当面の間**とします。

県民の皆様への要請等①

(特措法第24条第9項)

感染に不安を感じている県民に対して、
PCR検査 又は **抗原検査** を受けることを要請します。

1 対象者

次の要件のすべてを満たす者

- ① 埼玉県内に在住する者
- ② 発熱などの症状がない者
- ③ ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスク等が高い環境にあるなどの理由により、感染に不安を感じている者

2 区 域 県内全域

県民の皆様への要請等②

(その他のお願い)

- ◆ 帰省や旅行等、**都道府県をまたぐ移動の際は**、
「三つの密」の回避を含め、**基本的な感染防止対策を徹底**
また、移動先での**感染リスクの高い行動を控える**
- ◆ **体調がすぐれない場合は**、
外出(飲食店の利用やイベントへの参加等)を控える
- ◆ 飲食等については、
「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」
認証店の利用を

事業者の皆様への要請等①

(特措法第24条第9項ほか)

特措法第24条第9項に基づく要請

- ◆自主的な感染予防のための取組等を定めた
業種別ガイドラインの使用・遵守を

その他のお願い

- ◆これまでに**クラスター**が発生しているような施設や
「三つの密」を避けることが難しい施設については、
徹底した感染防止対策を講じる

その他のお願い

新

◆ ワクチン接種歴や検査結果を確認する取組

飲食やイベント、移動等で**感染リスクの高い**と考えられる
場面・場所において、**ワクチン接種歴や検査結果の確認を
行うことを推奨**

- ※ 不当な**差別**にならないよう**留意**
- ※ 未就学児（概ね6歳未満）について、
同居する親等の**監護者が同伴**する場合には**検査不要**
- ※ 概ね6歳以上12歳未満の児童について、
ワクチンの2回接種までの間、**検査結果の確認を**

飲食店等の皆様へのお願い

(その他のお願い)

◆ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の 認証を取得していない飲食店等は速やかに取得を

◆ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証の手続

①セルフチェックシートで自己点検 → ②現地確認申請 → ③現地確認 → ④認証ステッカー交付

1 認証のための主なチェック項目

- ・アクリル板等の設置 (又は座席の間隔の確保)
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底

2 現地確認申請方法

- ・専用予約サイト 又は 電話予約 で受付中

詳細は県ホームページを参照してください。



このステッカー
が目印!

新 非認証店には、営業時間：午前5時から午後8時まで、酒類提供：自粛 をお願い

※ 感染防止対策協力金は、3月22日以降、支給されません。

職場でのお願い

(その他のお願い)

その他のお願い

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、
人と人との接触の低減を
- ◆ 感染防止のための取組や「三つの密」等を避ける行動を
特に、「居場所の切り替わり」に注意し、
休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策の徹底を
- ◆ 重症化リスクのある労働者や妊娠している労働者、
同居家族にそうした者がいる労働者について、
本人の申出等を踏まえ、在宅勤務等の就業上の配慮を

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項ほか)

| | 感染防止安全計画の 策定対象となるイベント | 感染防止安全計画の 策定対象とならないイベント |
|-------------|--|---|
| 対象 | 「参加予定人数が 5,000人超 」 かつ「 収容率50%超 」で、 「 大声なし 」を前提とするイベント | 左記以外のイベント |
| 人数上限 収容率 | 【人数上限】 収容定員まで 【収容率】 100%まで | 【人数上限】 5,000人又は収容定員の 50% のいずれか大きい方 【収容率】 大声なし：100% 大声あり： 50% ⇒「人数上限」と「収容定員に収容率を 乗じた人数」の <u>いずれか小さい方</u> まで |

※ 収容定員が設定されていないイベントでは、人と人とが触れ合わない程度の間隔（1m程度）等を確保

○ **主催者等は、イベントの前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を実施**

県主催イベント及び県有施設の取扱い

◆**県主催イベント**については、原則として、
徹底した感染防止対策を講じることを条件に**開催**

新◆**県営公園**では、**花見**等に伴う**宴会の自粛**のお願い（同居家族等を除く）

新◆**県有施設内飲食店**では、
ワクチン接種歴又は**検査結果を確認**（5人以上で飲酒ありの場合）

◆**屋内県有施設**については、**以下の対策**を徹底することを**条件に開館**

- ・ 来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・ 設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・ 入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・ 接触確認アプリの導入
- ・ その他、業種ごとのガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の遵守

年度末・新年度に向けてのお願い

大切な人を守るため、「**三つの密**」の回避など、引き続き、**感染防止対策**の徹底をお願いします。

- ◆ 歓送迎会・謝恩会
- ◆ 飲食を伴う花見
- ◆ 卒業式・入学式
- ◆ 卒業旅行 など

- ◆ 外出の際には、できる限り混雑を避けて
- ◆ 体調がすぐれない場合は、外出を控えて
- ◆ 会話の際には、大声を控え、必ずマスクの着用を
- ◆ 業種別ガイドライン等を遵守している施設の利用を

3月22日以降の学校の対応 ～ 春休み・新学期を迎えるにあたって ～

◆ 陽性者発生時の初期対応(臨時休業等)を徹底し、教育活動を実施

1. 授業

- 感染防止対策の徹底と新学期に向けた準備
- オンライン学習環境の再確認と準備

2. 学校行事(卒業式・入学式等)

- 原則児童生徒・教職員で実施(保護者の参加は1名まで)
- 内容の精選・時間の短縮
- 式後の集まり・会食の自粛
- 校外行事は目的地の状況等を踏まえて慎重に判断

3. 部活動(県のガイドラインを遵守)

- 健康管理の一層の徹底(体調不良の際は参加禁止)
- 活動場所の換気・飛沫感染防止対策の徹底
- 更衣・休憩場面、活動前後、登下校時の感染防止対策の徹底
- 泊を伴う合宿や遠征等の禁止
- 練習試合等は自校を含めて2校まで(県外での活動は慎重に判断)

4. 教職員・児童生徒のワクチン接種(希望者の接種を促進)

- 教職員(小・中・高・特支)の追加接種を促進
- 希望する児童生徒が安心して接種できる環境と適切な配慮
- 差別やいじめ等の防止のための適切な配慮

学校外での感染防止(春休みに向けて)

◆ 児童生徒への指導と保護者への協力依頼 ～ 家庭における感染対策のお願い～

- 春休み期間中の健康観察の継続(体調不良の際は外出しない・させない)
- 学校への速やかな連絡・報告
- 正しいマスクの着用
- 手洗いの徹底と適切な換気
- 規則正しい生活習慣の徹底
- 外出時における直行直帰の徹底
- 飲食中はなるべく会話を控える

感染拡大地域における小中学校の対応

◆ 子供世代(10歳未満)の市町村別感染状況を踏まえ 市町村教育委員会に注意喚起(保健医療部データを活用)

- 学校から家庭に感染防止への協力依頼(緊急メール等)

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況や児童生徒の発達段階等を考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請(総務部)

3月22日以降の学校の対応 ~ 春休み・新学期を迎えるにあたって ~

児童・生徒・保護者の皆様へ

コロナに負けるな『さ・し・す・せ・そ』

～元気に1年間を締めくくり、新年度を迎えるために～

●保護者の皆様へ●

毎日、感染症対策にお取り組みいただきありがとうございます。元気に1年間を締めくくり、新生活をスタートするために、引き続きご家庭でも各自でできる感染症対策をお願いいたします。

年度末は人が集まる機会が多くなります。食事を伴う席がある場合には健康観察を行うとともに、少人数・短時間・大声を避けるなど、ご協力をお願いします。



さ
さんみつ
3密さけて
こまめに
かんき
換気

し
しっかり
しょくじ
食事
かいわ ひか
会話を控える

す
すっぽり
ますく
マスク
くち はな
口と鼻

せ
せつ
石けんで
ゆびさき あら
指先洗いに
あら
ねじり洗い*

そ
そーしゃる
ソーシャル
でいすたんす
ディスタンス
ひと きょり
人との距離を
あけよう

*親指や手首を握って、ねじりながら洗うこと



「感染予防の啓発活動」～コロナに負けるな さ・し・す・せ・そ～
感染症対策として、たくさんの方がおられる中で、ポイントをしぼりわかりやすく「合い言葉」で呼びかけることが感染予防につながると考え、
感染症対策のポイントを保健委員会の生徒が「さしすせそ」でまとめ、保健集会で発表しました。【熊谷市立荒川中学校の実践事例から】

埼玉県教育委員会（令和4年3月）